



# 添田町小児・AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業について



「小児・AYA世代とは、15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。本町では、令和4年4月1日より、小児・AYA世代のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、訪問介護、福祉用具貸与・購入に必要な費用の一部を助成します。

## 対象

次の(1)～(4)すべてに該当する人

(1)本町に住所を有する40歳未満の人

(2)がん患者

介護保険における特定疾患としての「がん」の定義(注1)および診断基準に該当する人

(3)在宅療養上の生活支援および介護が必要な人

(4)他の助成事業で同様のサービスの利用を受けることができない人

(注1)医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものです。

## 利用者負担金

下記のサービス費用の1割

※対象となるサービスの利用上限額は、1か月6万円までです。6万円を超えた場合は、その月の超過額はすべて利用者負担となります。

例)費用が月6万円の場合

助成金 5万4千円 利用者負担 6千円

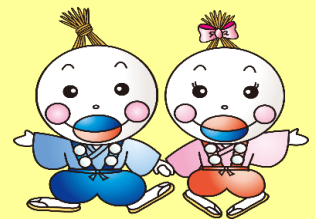
## 対象となるサービス

(1) 訪問介護

- ・身体介護(入浴、排泄、食事の介助)
- ・生活援助(掃除、洗濯、調理などの介助)
- ・通院など乗降介助(通院などのための車両への乗降介助)

(2) 福祉用具貸与・購入(20代未満の利用者を除く)

- ・車いす(付属品を含む) ・特殊寝台(付属品を含む) ・床ずれ防止用具
- ・スロープ(工事を伴わないもの) ・体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ・手すり(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ
- ・移動用リフト(つり具の部分を除き、階段移動用リフトを含む)
- ・自動排泄処理装置(レシーバー、チューブ、タンクなどを除く) ・腰掛便座
- ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品



## 手続きの流れ

- ① 利用申請書 申請書・医師意見書
- ② 利用決定通知 申請内容を審査し、町から決定通知を送付
- ③ サービスの利用 利用者は、介護サービス事業者と契約し、サービスを利用する
- ④ サービス利用料の支払い 利用者は、介護サービス事業所で請求された額を一旦全額支払う
- ⑤ 助成金の請求 利用者は、請求書(町様式)および事業所から受け取った領収書などを町の窓口(保健福祉課)に提出
- ⑥ 審査、助成金の支払い 申請内容を審査し、町から助成金が支払われる

●問い合わせ 健康子育て応援課 健康・子ども保健係0947-31-5001